

あきる野市行財政運営基本指針

平成30年3月

あきる野市行財政運営基本指針 目次

<u>1</u>	はじめに	1
<u>2</u>	基本指針	2
(1)	位置付け	2
(2)	期間等	3
(3)	“行財政規律の確保”に向けた共通原則	3
(4)	基本指針の体系図	4
(5)	行財政運営の方向性とそれに沿った主な個別項目	5
<u>3</u>	行財政改革の取組等	10
(1)	行財政改革の必要性と改革の視点	10
(2)	行財政改革の推進	11
<u>4</u>	資料編	12
(1)	財政見通し	12
(2)	人口動向	18
(3)	中長期的な公共施設等の効率的な維持管理の必要性	20
(4)	職員数の推移	22
(5)	市民アンケート調査結果	25
(6)	これまでの行政改革と主な効果	26
(7)	指定管理者制度の導入状況	28
(8)	あきる野市行財政改革推進本部設置要綱	29

1 はじめに

我が国は、高度経済成長を経て、総人口が1億2千万人を超え、経済、都市インフラ、行政サービスが一定の水準に達するなど、安定的な社会成長を遂げてきました。一方で、バブル経済の破綻以降、リーマンショックなど世界市場が乱高下する中で、日本の総人口の減少と少子高齢化が進行しており、税収の減少や社会保障関係経費の更なる増加などが懸念されています。

国では、こうした少子高齢化を「国難」とも呼ぶべき危機と捉えており、社会保障制度改革や働き方改革*、東京一極集中*の是正等を目指した地方創生の取組などにより、長期にわたるデフレ*から脱却し、将来にわたっての成長につなげていくこととしています。このような中、日本経済については、目下、実質国内総生産（実質GDP）*が8四半期連続でプラス成長となり、2018(平成30)年1月に閣議決定した「平成30年の経済見通し」において、民間需要を中心とした景気回復が見込まれるとされています。

当市の状況に目を向けると、人口構造の変化に伴い扶助費*が増加傾向にあることや生産年齢人口減による税収の低迷、高度経済成長期に集中的に整備してきた社会資本の老朽化などから、引き続き厳しい財政運営が予想されます。また、地方分権の進展等による行政ニーズの多様化や、市民と協働のまちづくりを進める上での市民への説明責任、情報公開の徹底など、基礎自治体においては、自主的・自立的な自治体経営の重要性が高まっています。さらに、これまでの行政改革の取組により、アウトソーシング*などを通じて職員数の削減を進めてきましたが、行政サービスの維持や発展に向け、これからの行政を担う若手職員の人材育成が急務となっています。

こうした社会経済情勢の変化、さらには当市を取り巻く環境の変化を十分に捉えながら、適正な行政サービスを提供し続けていくためには、中長期的な財政状況を見通しつつ、限られた経営資源を適正・柔軟に投じながら、「選択と集中」によるメリハリのある施策を展開することが重要です。

あきる野市が更に成熟したまちとなれるよう、市の将来都市像である「人と緑の新創造都市」の実現と、2021年からの次期総合計画の策定を見据えた、職員の心構えや行財政運営を進める上での方向性などを示すため、「あきる野市行財政運営基本指針（以下「基本指針」という。）」を策定します。

- * 働き方改革…国が進める一億総活躍社会の実現に向けた取組の一つで、働く人の視点に立ち、企業文化、ライフスタイル、働き方を抜本的に変革させようとする事。
- * 東京一極集中…人口、経済などが東京を含む首都圏に集中している状態のこと。
- * 実質国内総生産（実質GDP）…国内総生産（GDP）は、国内で新しく生産された商品やサービスの付加価値の総計のことで、一国の国内の経済活動の規模や動向を総合的に示す指標として用いられる。また、実質国内総生産（実質GDP）は、物価の変動による影響を取り除き、その年に生産された財の本当の価値を算出したものこと。
- * デフレ…経済全体の財やサービスの価格（物価）が継続的に下落する現象で、貨幣価値の上昇を意味する。また、不景気でモノが売れない状態のこと。デフレーション、Deflationの略である。
- * 扶助費…社会保障制度の一環として、生活困窮者、高齢者、児童、心身障害者等に対して行っている様々な支援に要する経費のこと。
- * アウトソーシング…組織の中核となる分野以外の分野を外注化することで、限られた自己の経営資源を行政が担うべき役割に特化することを目的とした手法のこと。

2 基本指針

(1) 位置付け

基本指針は、人口減少などの当市を取り巻く社会経済情勢の状況や、財政の中長期的な展望（財政見通し）などを踏まえ、行財政運営を進める上での行政内部の自律的な指針として位置付けます。【参考】4 資料編 (1) これまでの財政状況と財政見通し、(2) 人口動向

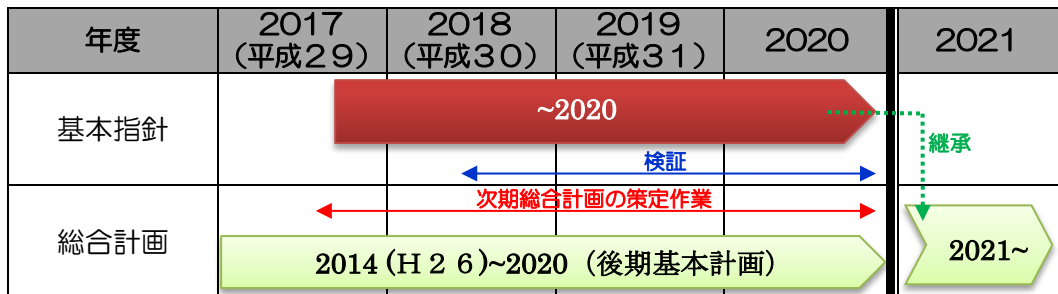
また、行財政改革の必要性を基本指針の中に示し、具体的に取り組むべき事項については、基本指針とは別に行財政改革個別実施計画（以下「個別実施計画」という。）を策定します。

＜基本指針の位置付け・関係図＞



(2) 期間等

基本指針の期間は、あきる野市総合計画と整合を図る観点から、2020年度までとします。その後は、次期総合計画の策定作業に併せて基本指針の検証を行い、次期総合計画の中で基本指針を継承していきます。



(3) “行財政規律の確保”に向けた共通原則

これまでの行政改革を振り返ると、職員数や補助金など、行政コストの「削減」を一つのテーマとして取り組み、主に行政内部のスリム化の成果を上げてきました。【参考】4 資料編 (4) 職員数の推移、(6) これまでの行政改革と主な効果】

とりわけ職員について見ると、退職不補充やアウトソーシングにより、職員数の削減を進めてきましたが、近年の団塊の世代の大量退職とそれに伴う大量採用により、職員数全体の約3割を採用5年目以内の職員が占めるなど、職員構造は大きく変化しました。その結果、行政内部の知識やノウハウが目に見えない形で少しずつ流れ出し、今を担う職員には、サービスの質の低下を招かぬよう行政運営を進めることが求められます。【参考】4 資料編 (4) 職員数の推移】

このことから、包括的な基本指針を策定するに当たり、まずは、その前提となる“行財政規律の確保”に向けた職員個々の共通原則を設定します。

“行財政規律の確保”に向けた職員個々の共通原則

○行政内部のスリム化から、行政内部の質の向上へのシフト

- ▶単なる削減・節減を追求するだけでなく、人材や財源、情報などの経営資源の投入方法を再考し、質の向上に取り組む視点を持つこと。

○単独・縦割りの改革・行政サービスから、横断的な改革・行政サービスへのシフト

- ▶各課の単独ではなく、他課の施策等との連携や補完などにより、施策横断の政策間連携を図りながら、改革や行政サービスの提供に取り組む視点を持つこと。
- ▶単一自治体だけの視点でなく、他自治体も含めた線的・面的な地域間連携を図りながら、改革や行政サービスの提供に取り組む視点を持つこと。

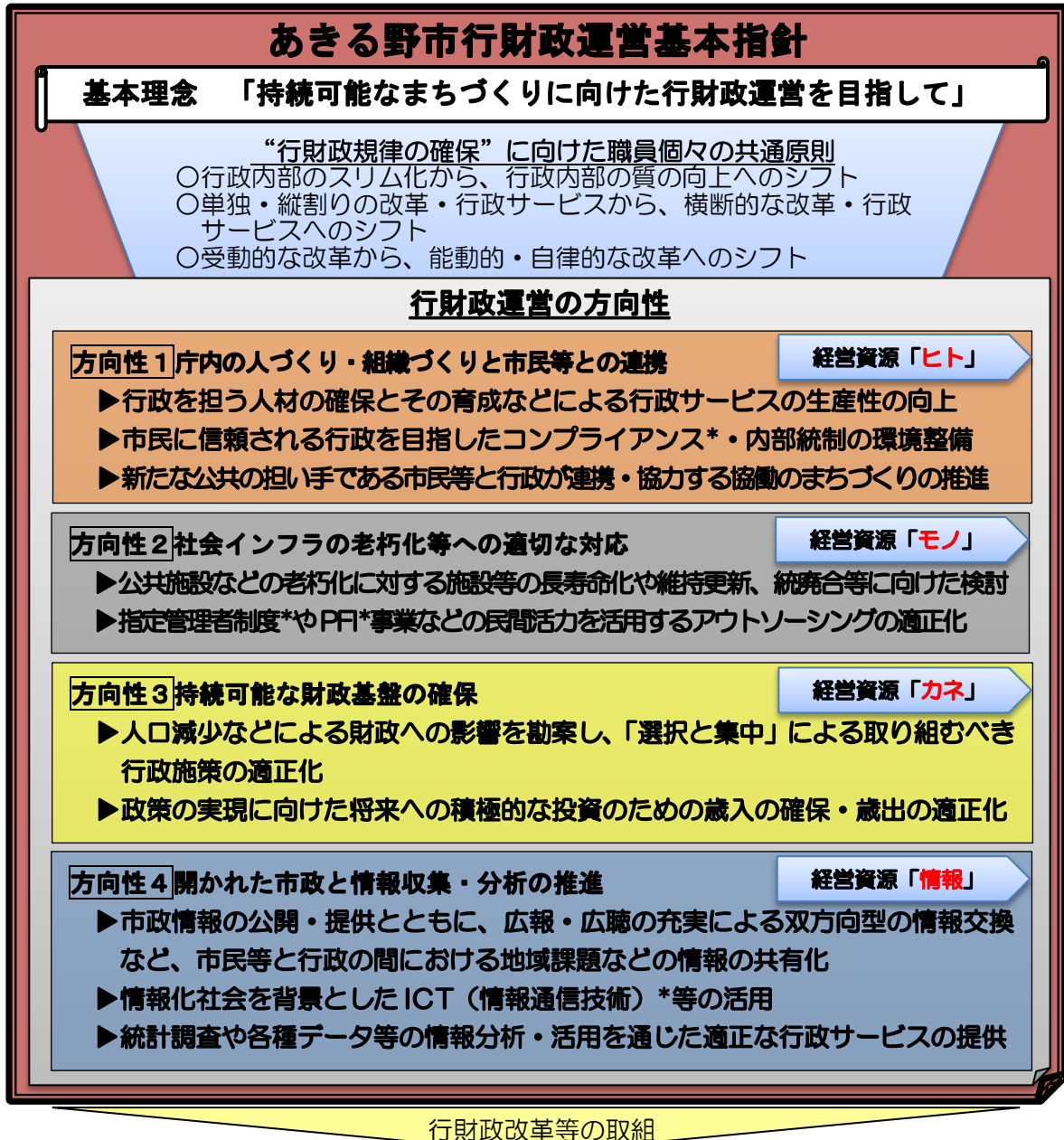
○受動的な改革から、能動的・自律的な改革へのシフト

- ▶前例に捉われず、施策の趣旨や法令根拠などの根本に立ち返り、内部統制*を意識しながら、時代背景を踏まえた能動的な改革・改善に取り組む姿勢を持つこと。
- ▶予算編成などに際し、管理職のリーダーシップの下、組織ごとの課題を見つめ直し、全職員が率先して自律的な改革・改善に取り組む姿勢を持つこと。

* 内部統制…業務の有効性及び効率性、財務報告の信頼性、事業活動に関わる法令等の遵守並びに資産の保全の4つの目的が達成されているとの合理的な保証を得るために、業務に組み込まれ、組織内の全ての者によって遂行されるプロセスのこと。

(4) 基本指針の体系図

基本指針では、限られた財源、人材を投じながら、「行政内部」と「行政サービスのアウトカム（成果）」の“適正化”につなげていけるよう、基本理念を「持続可能なまちづくりに向けた行財政運営を目指して」とします。また、2（3）の“行財政規律の確保”に向けた共通原則を踏まえつつ、経営資源である「ヒト」「モノ」「カネ」「情報」の観点による体系化の下、行財政運営を進める上での方向性を示します。



「行政内部」と「行政サービスのアウトカム（成果）」の“適正化”

- *コンプライアンス…一般には、法令遵守と訳され、事業活動において法律を遵守すること。広くは倫理や道徳などの社会的規範を守って行動すること。
- *指定管理者制度…市が設置している体育館や観光施設などの公の施設について、公共的団体や企業、NPO等の民間団体など、市が指定する団体が指定管理者として施設の管理運営を行う制度のこと。
- *PFI…公共施設等の設計・建設・資金調達・運営を一体的に民間主体に委ねる手法のこと。Private Finance Initiative の略である。
- *ICT（情報通信技術）…情報や通信に関する技術の総称で、一般的には「情報通信技術」と訳される。Information and Communication Technology の略である。

(5) 行財政運営の方向性とそれに沿った主な個別項目

方向性 1	市内の人づくり・組織づくりと市民等との連携（経営資源：ヒト）
-------	--------------------------------

- ▶ **行政を担う人材の確保とその育成などによる行政サービスの生産性の向上**
- ▶ **市民に信頼される行政を目指したコンプライアンス・内部統制の環境整備**
- ▶ **新たな公共の担い手である市民等と行政が連携・協力する協働のまちづくりの推進**

これからの行政を担う人材の確保とともに、人材の育成・形成を図るなど、行政サービスの生産性の向上につなげるため、市内の「人づくり」を計画的に進めます。また、効率的な行政体制（組織等）を確立し、適正な人員を配置することで、行政ニーズにきめ細やかに対応できる「組織づくり」を進めます。さらに、市民に信頼される行政を目指し、職員一人一人にコンプライアンス意識を浸透させ、市内の内部統制の環境整備を進めます。

多岐にわたる地域課題の解決に当たっては、新たな公共の担い手である市民等と行政が連携・協力し、協働のまちづくりを進めます。

<主な個別項目>

○ 人材の確保と定員の適正化

地方分権型社会*に対応した地方自治を担う人材を確保するとともに、自治体規模や行政ニーズ、年齢層のバランス、2020年度から導入される会計年度任用職員*制度などを踏まえ、計画的に人員を配置し、定員の適正化を進めます。

○ 人材育成の推進

あきる野市人材育成基本方針*に基づき、これまでの政策立案や法令研修等の各種研修に加え、「行政のプロ」となる人材の育成を目指した研修を実施し、行政サービスの生産性の向上に向け、職員個々の能力開発を進めます。また、職員を育成する職場風土を醸成します。

○ 人事給与制度の充実

公正・公平な人事評価等により職員の能力を最大限に引き出すなど、人事評価制度*や任用制度、給与制度などが連動した人事給与制度を充実させます。

○ 働き方改革の推進

労働時間の適正化や女性の活躍の推進に向けて、全ての職員が生き生きと働くことのできる環境の整備や管理職のマネジメント力の向上、職場の意識改革に取り組むなど、ワーク・ライフ・バランス*を基調とした市内の「働き方改革」を進めます。

* 地方分権型社会…官依存・中央依存から抜け出し、地域の課題解決や活性化のために、一人一人の個人や、共に力を合わせた住民や地方自治体が、自ら主体的に考え、決断し、行動する社会のこと。

* 会計年度任用職員…地方公務員法の改正（2020年4月1日施行）により、採用方法や任期等が新たに位置付けられた一般職の非常勤職員のこと。

* あきる野市人材育成基本方針…市が求める職員像や人材育成の方策などの基本的方針を示したもの。

* 人事評価制度…能力・実績に基づく人事管理の実現、職員の主体的な職務遂行や能力開発、効果的な人材育成を目的とした制度のこと。

* ワーク・ライフ・バランス…老若男女誰もが、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など、様々な活動について、自ら希望するバランスで展開できる状態のこと。

○ 組織体制の確立

行政課題や行政ニーズに即応した施策を総合的かつ機動的に展開できるよう、簡素で効率的な組織体制を確立します。

○ コンプライアンス・内部統制機能の強化

不祥事の未然防止、住民等とのトラブルなどの行政組織のリスク（危機）の回避に向け、コンプライアンス強化の取組を通じた法令遵守や情報セキュリティ対策などの徹底と浸透を図るとともに、リスク管理（リスクマネジメント）の手法を整備するなど、内部統制機能の仕組みを構築します。

○ 協働のまちづくりの推進

社会情勢の変化などに伴う地域課題に対して、共通の目的の下で、市民や市民活動団体、民間団体などと行政との役割を明らかにしながら、対等な立場で、相互に補完し合いその解決を図るなど、あらゆる主体との協働のまちづくりを進めます。

方向性2

社会インフラの老朽化等への適切な対応（経営資源：モノ）

▶ **公共施設などの老朽化に対する施設等の長寿命化や維持更新、統廃合等に向けた検討** ▶ **指定管理者制度やPFI事業などの民間活力を活用するアウトソーシングの適正化**

老朽化する公共施設等の社会インフラ等については、持続可能な行政サービスの提供や市民ニーズへの的確な対応、財政の中長期的な展望を踏まえた上で、施設等の長寿命化や維持更新、統廃合等に向けた検討を進めます。

また、公共施設の管理運営については、引き続き指定管理者制度等を導入するなど、市民サービスの向上と経費の削減の観点からアウトソーシングを進める一方で、アウトソーシングの適正化について検証を行うとともに、公共施設の更新と併せて、PFI事業などの民間活力の効果的な活用を検討します。

<主な個別項目>

○ 公共施設等の適正化

あきる野市公共施設等総合管理計画に基づき、公共施設や道路、下水道などの社会インフラについて、人口減少や財政の中長期的な展望、将来のまちづくりを踏まえ、その維持・更新に向けた方向性を示し、公共施設等の適正化を進めます。

○ 適切なアウトソーシングの推進

指定管理者制度を導入した施設や窓口業務の委託をした市民課窓口などの検証・振り返りとともに、引き続き指定管理者制度やPFI事業などの民間活力・民間資金の活用の可能性について検討するなど、行政と民間の果たすべき役割の観点から、適切なアウトソーシングを進めます。また、アウトソーシングに当たっては、行政ノウハウの継承や定員の適正化等のバランスに配慮します。

方向性3

持続可能な財政基盤の確保（経営資源：カネ）

▶ 人口減少などによる財政への影響を勘案し、「選択と集中」による取り組むべき行政施策の適正化▶ 政策の実現に向けた将来への積極的な投資のための歳入の確保・歳出の適正化

人口減少や人口構造の変化、国の経済状況を踏まえた市の財政への影響を十分に勘案しながら、取り組むべき施策について「選択と集中」による適正化を図るとともに、必要な財源を確保するなど、政策の実現に向けた将来への積極的な投資のため、歳入の確保と歳出の適正化を図ります。

また、将来の世代に過度な負担を残さないよう配慮しつつ、各種財政指標に注視しながら、年度間の予算の平準化を図るとともに、地方公会計制度を運用することにより、行財政運営のマネジメントの強化を図ります。

<主な個別項目>

○ 事務事業の適正化

一定の成果を上げた事業や行政ニーズが減少した事業、他部署の事業と重複しているものなどの検証・見直しを行い、事務事業の適正化を進めます。

○ 補助金・負担金の適正化

補助金・負担金については、社会情勢や市民ニーズの変化、公益性・公平性の観点などから必要性を検証しながら、定期的に見直すことで適正化を進めます。

○ 市債の適正管理

将来の世代に過度な負担を残さないよう配慮しつつ、今後の公共施設等の適正化や世代間の負担の公平性などを鑑みて、市債の発行による予算の平準化を図るとともに、市債発行額の適正管理に努め、その着実な低減に取り組みます。

○ 定員の適正化（一部再掲）

自治体規模や行政ニーズ、年齢層のバランス、2020年度から導入される会計年度任用職員制度などを踏まえ、計画的に人員を配置し、定員の適正化を進めます。

○ 公共施設等の適正化（再掲）

あきる野市公共施設等総合管理計画に基づき、公共施設や道路、下水道などの社会インフラについて、人口減少や財政の中長期的な展望、将来のまちづくりを踏まえ、その維持・更新に向けた方向性を示し、公共施設等の適正化を進めます。

○ 特別会計の経営健全化と一般会計繰出金の適正化

特別会計の設置目的や独立採算制の原則に鑑み、その経営の健全化の取組を進めるとともに、一般会計からの繰出金の適正化を進めます。

○ 税負担の適正化と徴収強化

徹底した実態調査等により課税客体を適正に把握し、公平かつ適正な課税に努めるとともに、徴収率の向上を図ります。

○ 未利用地等の利活用の推進

普通財産における未利用地等は、あきる野市未利用地等利活用基本方針に基づき、利活用方針の明確化や売却に必要な条件整備を図り、売却や貸付けなどを進めます。また、多様な手法による資産活用の観点から、売却や貸付けなどに際しては、売却収入や定期借地権、起債の償還など、有効性について総合的に検討します。

○ 自主財源確保に向けた取組の推進

不用財産の処分や有料広告の拡大、寄附の活用など、自主財源の確保に向けた取組を進めます。

○ 受益者負担の適正化

施設の使用料や行政サービスの手数料、各種講座の受講料等の定期的な検証を行い、受益者負担の適正化を進めます。

○ 地方公会計制度の運用

地方公会計制度の運用により、財政の透明性の確保や職員のコスト意識の醸成などを図るとともに、財政マネジメントの強化を図ります。

方向性 4

開かれた市政と情報収集・分析の推進（経営資源：情報）

- ▶ **市政情報の公開・提供とともに、広報・広聴の充実による双方向型の情報交換など、市民等と行政の間における地域課題などの情報の共有化**
- ▶ **情報化社会を背景とした ICT（情報通信技術）等の活用**
- ▶ **統計調査や各種データ等の情報分析・活用を通じた適正な行政サービスの提供**

地域の自主性・自立性が高まる中、行政のみならず地域が主体となった地域課題の解決が求められることから、市が保有する情報の公開・提供を進めるとともに、広報・広聴の充実による双方向型の情報交換に努めるなど、市民等と行政の間の情報共有を進めます。

また、高度複雑化する情報化社会において、ICT（情報通信技術）の活用はもとより、行政を取り巻く様々な統計調査やビッグデータ*等の情報分析・活用を通じて、適正な行政サービスの提供に努めます。

<主な個別項目>

○ 市政情報の共有化

市民への説明責任を果たすとともに、ビッグデータ時代を背景に市が保有する情報を公開・開放する観点から、様々な媒体により市民が知りたい情報を分かりやすく積極的に提供するなど、市政情報の共有化を進めます。

*ビッグデータ…これまでのデータベース管理ツールやデータ処理アプリケーションで扱えないほど、巨大で複雑なデータのこと。

○ 広報・広聴の充実

市広報紙やホームページを始め、SNS*の活用など、情報の受け手側に対応した市政情報の提供を進めます。また、パブリックコメント*や市長への手紙、各種アンケート、懇談会の実施など、広聴の機会を充実します。

○ 地方公会計制度の運用（再掲）

地方公会計制度の運用により、財政の透明性の確保や職員のコスト意識の醸成などを図るとともに、財政マネジメントの強化を図ります。

○ 的確な情報収集・情報分析

施策の展開や既存事業の見直しに際し、各種統計データやビッグデータ、市民ニーズ・地域特性などの客観的な情報を収集するとともに、その情報の分析を進めます。

○ ICT（情報通信技術）等による行政サービスの向上・効率化と情報セキュリティの強化

ICT（情報通信技術）の活用により、行政サービスの向上・効率化を図るとともに、情報システムのクラウド化などによりセキュリティの強化を図ります。また、人工知能（AI）*等の更なる技術革新等も踏まえつつ、業務改善等への導入可能性について検討します。

* SNS…インターネットを活用した人と人とのつながりをサポートするコミュニケーションサービスのこと。Social Networking Service の略である。

* パブリックコメント…市の基本的な政策等を策定等する過程において、その趣旨、目的、内容その他必要な事項を公表し、広く市民等から意見を求め、提出された意見を考慮して意思決定を行うとともに、意見に対する市の考え方を公表する一連の手続きのこと。

* 人工知能（AI）…コンピュータを使って、学習・推論・判断など人間の知能の働きを人工的に実現するための技術のこと。Artificial Intelligence の略である。

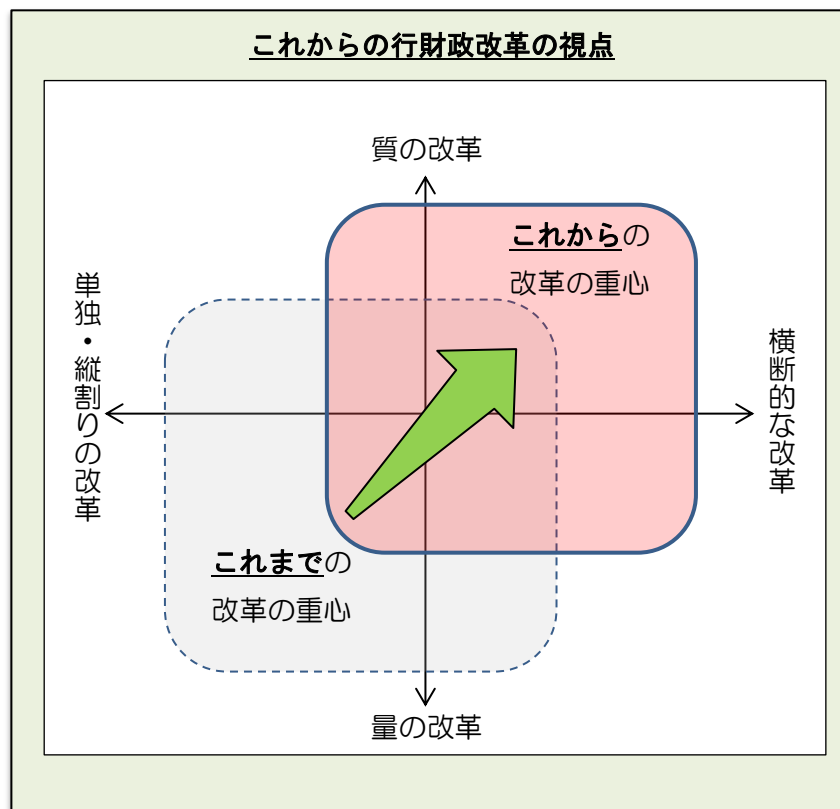
3 行財政改革の取組等

(1) 行財政改革の必要性と改革の視点

地方公共団体の行政改革は、従来、国の大きな関与の下、職員の定員管理や事務事業の見直しなど、行政改革大綱等を策定し、取組が進められてきました。

当市においても、公共施設の再配置や、指定管理者制度等によるアウトソーシング、補助金・負担金の適正化、職員の定員管理など、安定した行財政運営を進めるため、スリム化・効率化に向け、「削減」を一つの大きなテーマとして積極的・継続的に行政改革を進めてきました。【参考】4 資料編 (4) 職員数の推移、(6) これまでの行政改革と主な効果

一方で、これまでの「削減」の改革により経営資源が限られる中、さらには、合併後20年が経過し、「市民」「まち」「行政」が成熟する中においては、基本指針の「基本理念」及び「“行財政規律の確保”に向けた共通原則」を踏まえつつ、「量の改革」から「質の改革」へ、「単独・縦割りの改革」から「横断的な改革」へと行財政改革の重心をシフトしながら、行政サービスの生産性向上に向けて取り組んでいく必要があります。このことから、次の視点で引き続き行財政改革を進めます。



(2) 行財政改革の推進

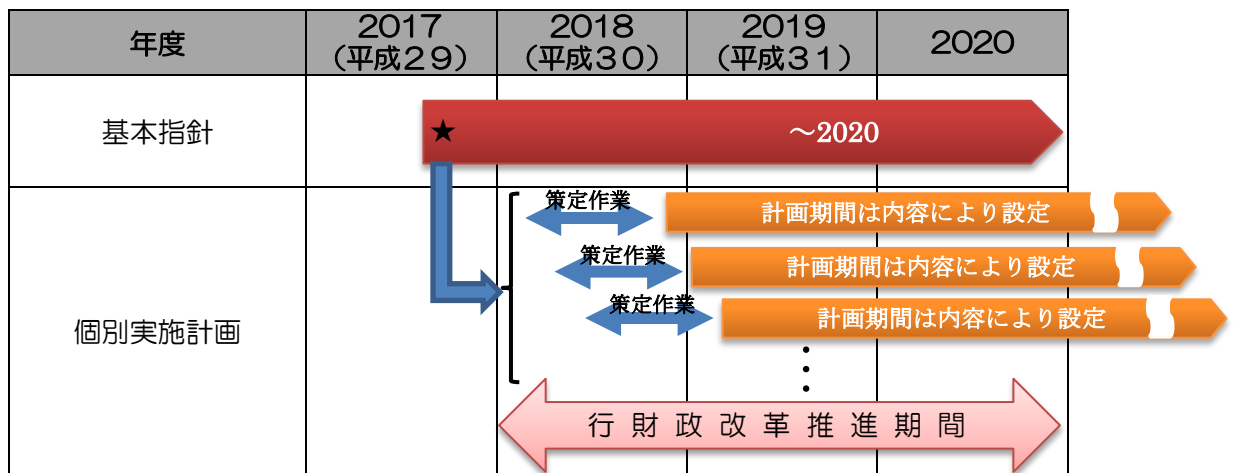
ア 個別実施計画の策定とスケジュール

行財政改革の推進に当たっては、3(1)の「行財政改革の必要性と改革の視点」を持ちながら、個別実施計画を策定します。

個別実施計画を策定すべき事項については、あきる野市行財政改革推進本部(以下「推進本部」という。)で設定します。

また、個別実施計画については、社会情勢の変化等を踏まえ、取り組むべき事項に柔軟に対応できるように、次のスケジュールを標準として、必要の都度、取り組むべき事項を設定し、策定できるものとします。【参考】4 資料編 (8) あきる野市行財政改革推進本部設置要綱

<標準スケジュール>

**イ 行財政改革の推進及び進行管理**

行財政改革の推進及び進行管理については、個別実施計画を基に、推進本部で行います。

なお、個別実施計画以外の改革事項については、これまでの行政改革を踏まえるなどし、必要に応じて推進本部の中で効果検証等を行います。

また、その結果については、ホームページ等で公表するとともに、必要に応じて予算に反映します。

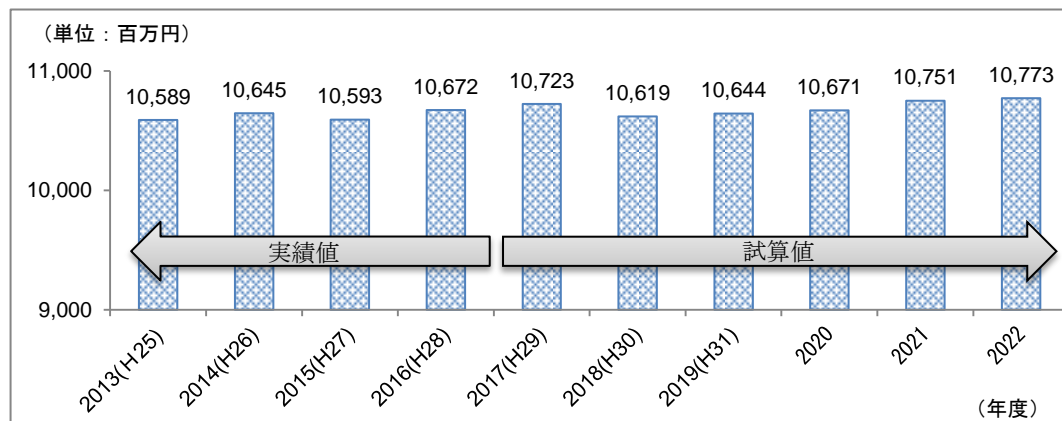
4 資料編

(1) 財政見通し

先行きが不透明な社会経済情勢を踏まえ、将来の財政状況を検討する上で、次のとおり財政見通しを試算しています。なお、試算に当たっては、現時点での制度が原則として変わらないものとして、これまでの財政状況等を踏まえ、経済情勢や将来の人口予測など一定の仮定値に基づき作成しています。したがって、将来の予算編成を拘束するものではありません。

ア 市税*

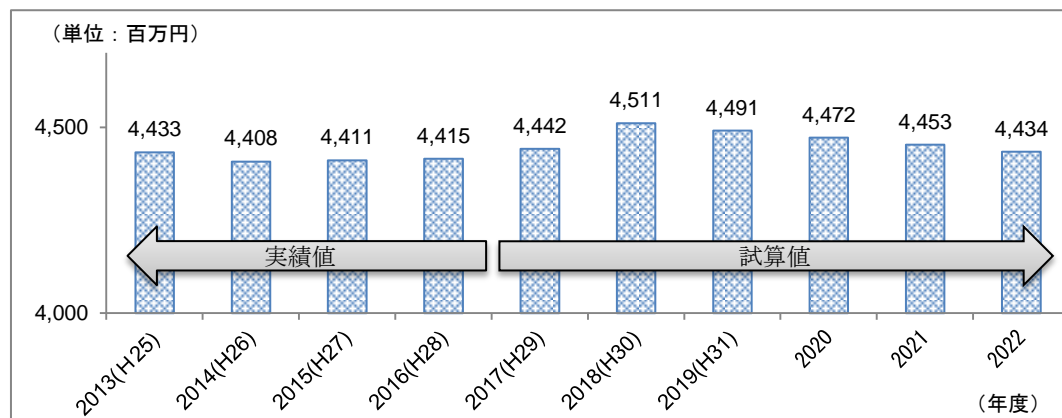
2016（平成28）年度の市税は、大手企業の撤退の影響などにより、法人市民税が減収となったものの、新增築家屋の増に伴う固定資産税及び都市計画税の増収や、景気の回復に伴う個人市民税の増収などにより、総額として増収となりました。今後は、ほぼ横ばいで推移していく見込みです。



* 市税…個人市民税、法人市民税、固定資産税、軽自動車税、たばこ税（市分）、都市計画税、入湯税の合計のこと。

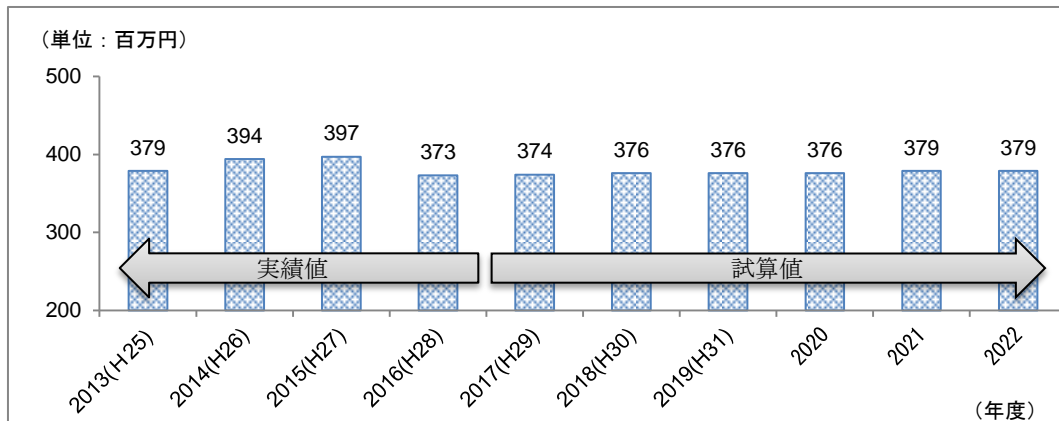
(ア) 個人市民税

個人市民税は、2012（平成24）年度には、年少扶養控除の廃止や景気の持ち直しなどにより増収となり、その後は概ね横ばいで推移しています。2016（平成28）年度は、納税義務者の増加に伴う個人均等割の増収の影響などにより、増収となっています。2018（平成30）年度に約1億円程度増収となる見込みですが、その後は、近年と同水準で推移していく見込みです。

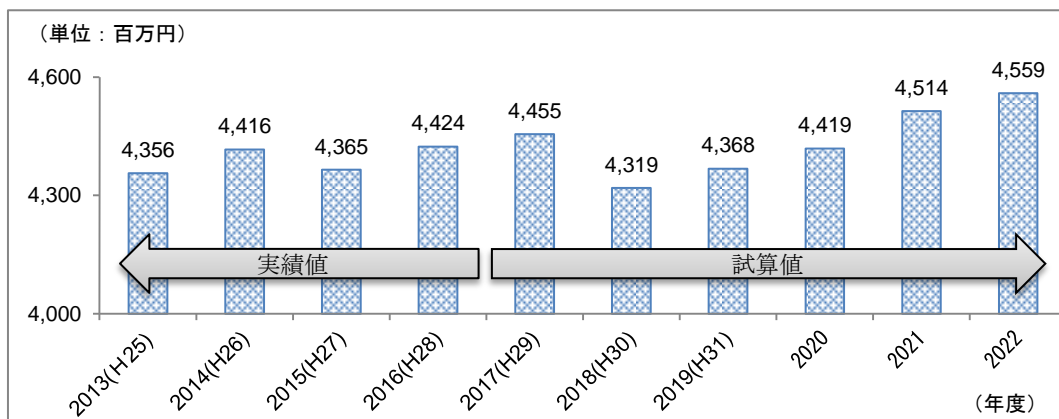


(イ) 法人市民税

法人市民税は、2012(平成24)年度にリーマンショック以降続いた不況の持ち直しなどの影響などにより増収となりましたが、2013(平成25)年度は、法人実効税率の引下げの影響により減収となりました。2016(平成28)年度は、大手企業の撤退の影響などにより、前年度との比較で減収となっていますが、その後は、370百万円台で推移していく見込みです。

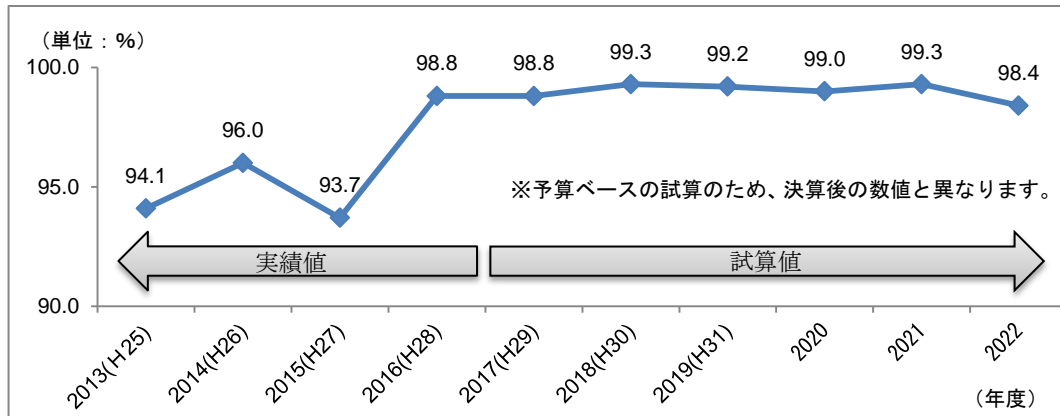
**(ウ) 固定資産税**

固定資産税は、概ね横ばいで推移しています。2012(平成24)年度、2015(平成27)年度は評価替えの年にあたり、それぞれ前年度に比べて減収となっています。2016(平成28)年度は、新增築家屋の増加により前年度比で増収となっています。今後は、評価替えの年に一時的な減収はあるものの、2022年度までは、増加傾向で推移していく見込みです。



イ 経常収支比率*

経常収支比率は、2011（平成23）年度以降、改善傾向で推移していましたが、2014（平成26）年度に扶助費や一部事務組合負担金の増加などにより悪化しました。2015（平成27）年度には、消費税率引上げの影響が平年度化したことなどにより、再び改善しましたが、2016（平成28）年度は、歳入では、地方交付税や地方消費税交付金の減少、歳出では、高齢化に伴う後期高齢者医療特別会計や介護保険特別会計への繰出金などの増加により98.8%となり、前年度と比較して5.1ポイント上昇しました。今後は、99.0%前後で推移していく見込みです。

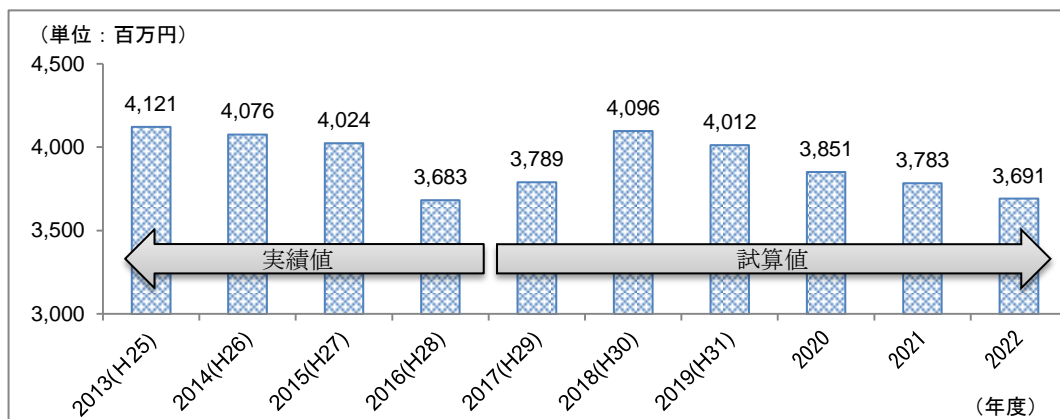


* 経常収支比率…市税、地方交付税などを中心とする経常的な一般財源収入が、人件費、公債費などの経常的な経費に充当されている割合を示す。この比率は、財政の弾力性を表しており、この数値が低いほど弾力性があると言える。

ウ 地方交付税*

2016（平成28）年度の地方交付税の原資は、所得税及び法人税の33.1%、酒税の50%、消費税の22.3%、地方法人税の全額となっています。また、地方交付税のうち94%が普通交付税、6%が特別交付税となります。

交付額は、市税や各種交付金、臨時財政対策債発行可能額などの状況で大きく変動するほか、合併後の施設整備で活用した旧地域総合整備事業債の償還が進んだことや算定方法の見直しが行われたことなどにより、近年は減少傾向にあります。

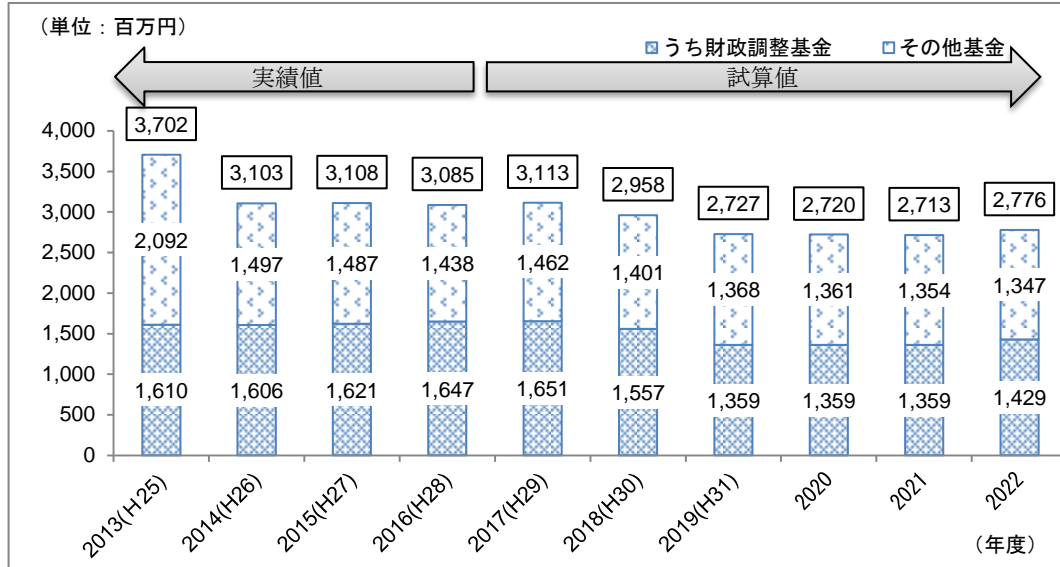


* 地方交付税…地方公共団体間の財源の不均衡を調整し、どの地域に住む住民にも標準的な行政サービスや社会資本の提供ができるよう、国の税収を地方公共団体の財政力に応じて国が再分配し、財源を保障する制度のこと。

エ 基金*残高

基金残高の総額は、2016（平成28）年度末で3,085百万円となり、前年度比で23百万円の減となりました。

財政調整基金*については、繰越金等の財源を中心に積立を行っており、2016（平成28）年度末の残高は1,647百万円となりました。今後は、年度間の増減はあるものの、基金残高は、2,700百万円台で推移していく見込みです。

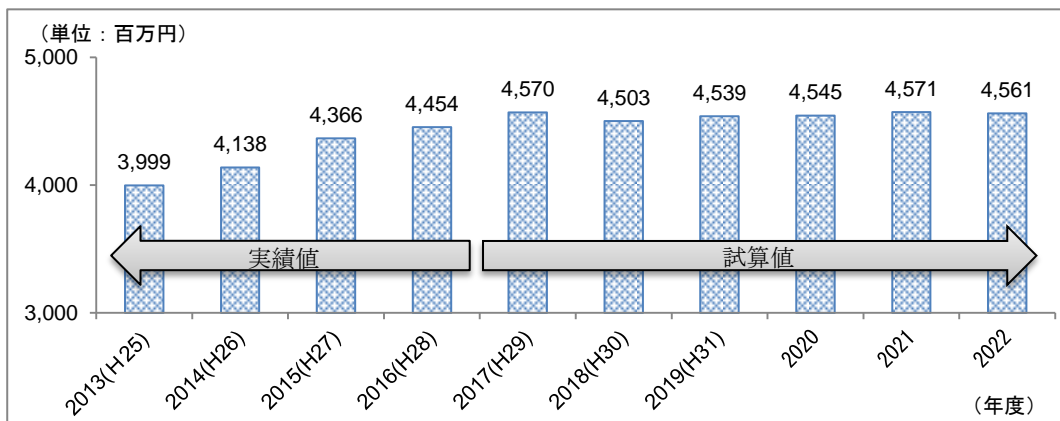


* 基金…年度間の財源不均衡を調整や特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て、または定額の資金を運用するため設けられる資金のこと。

* 財政調整基金…経済状況の変化による大幅な税収減や災害の発生による財源不足など、年度間の財源不足を備えて積み立てている基金のこと。

オ 社会保障関係経費*に充当した一般財源

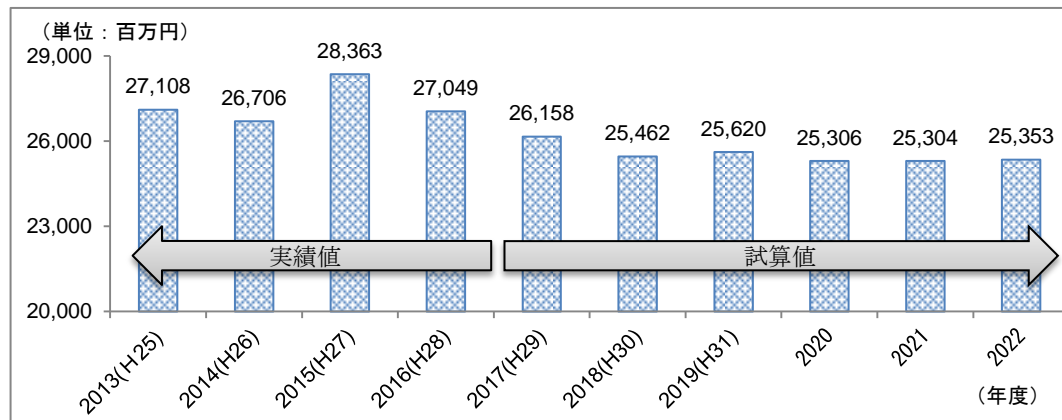
社会保障関係経費に充当した一般財源は、2016（平成28）年度は4,454百万円となり、前年度比で88百万円の増加となっています。今後も、高い水準で推移していく見込みです。



* 社会保障関係経費…児童福祉費や生活保護費などの扶助費と、国民健康保険特別会計や介護保険特別会計などへの繰出金を合わせたものこと。

カ 地方債*残高

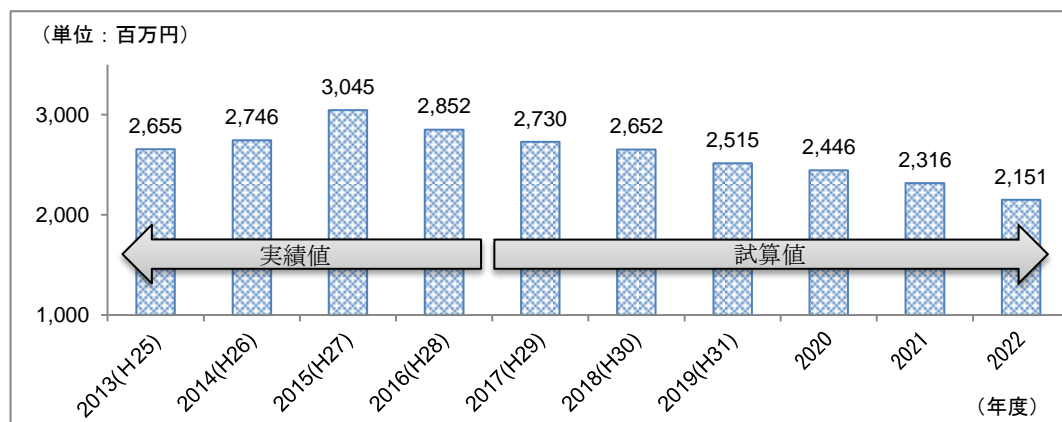
地方債現在高は、2016（平成28）年度末で27,049百万円となっています。この中には、国の政策により発行された減税補てん債と臨時財政対策債が、合わせて13,865百万円含まれています。今後は、減少していく見込みです。



* 地方債…地方公共団体が資金調達のために1会計年度を超えて行う借り入れのこと。公共施設整備等の負担を世代間で平準化する役割がある。

キ 公債費*

繰上償還の実施や利率の高い市債について低金利な市債に借換えをするなど、公債費の抑制に努めています。現在は、国の政策による臨時財政対策債や、小・中学校の耐震補強事業、市営住宅建替事業、土地開発公社清算事業などにより、高い水準となっていますが、今後は減少していく見込みです。



* 公債費…学校の耐震化や道路の整備など、社会資本の整備に充てるために借り入れた市債（借入金）を返済する費用のこと。

ク 普通会計*財政収支見通し（年度別）

（単位：百万円）

区 分	実績値(年度)				試算値(年度)						
	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (H31)	2020	2021	2022	
歳入	市税	10,589	10,645	10,593	10,672	10,723	10,619	10,644	10,671	10,751	10,773
	うち市民税	4,812	4,802	4,808	4,788	4,816	4,887	4,867	4,848	4,832	4,813
	(うち個人)	4,433	4,408	4,411	4,415	4,442	4,511	4,491	4,472	4,453	4,434
	(うち法人)	379	394	397	373	374	376	376	376	379	379
	うち固定資産税	4,356	4,416	4,365	4,424	4,455	4,319	4,368	4,419	4,514	4,559
	各種交付金	1,372	1,586	2,384	2,088	2,131	1,929	1,972	2,013	2,005	1,996
	地方交付税	4,121	4,076	4,024	3,683	3,789	4,096	4,012	3,851	3,783	3,691
	国・都支出金	10,418	9,703	9,188	9,115	10,336	9,620	9,652	9,579	9,707	9,862
	市債(事業債)	868	539	3,121	240	437	595	1,321	774	950	825
	市債(臨時財政対策債)	1,681	1,498	1,302	1,050	1,183	1,165	1,165	1,165	1,165	1,165
その他	1,879	2,572	2,100	2,833	2,265	1,754	1,462	1,594	1,990	1,829	
合 計 ①	30,928	30,619	32,712	29,681	30,864	29,778	30,228	29,647	30,351	30,141	
歳出	義務的経費	14,461	15,015	15,356	15,278	15,655	15,765	15,675	15,602	15,483	15,246
	人件費	4,136	4,132	4,115	4,037	4,129	4,236	4,249	4,224	4,233	4,205
	扶助費	7,670	8,137	8,196	8,389	8,796	8,877	8,911	8,932	8,934	8,890
	公債費	2,655	2,746	3,045	2,852	2,730	2,652	2,515	2,446	2,316	2,151
	物件費	3,919	3,909	4,033	3,982	4,163	4,242	4,167	4,243	4,288	4,294
	補助費等	3,799	3,622	5,686	3,774	3,988	3,887	3,862	3,791	3,985	3,939
	繰出金	3,544	3,755	4,002	4,134	4,129	4,136	4,156	4,149	4,169	4,161
	その他	1,178	170	150	562	211	164	149	150	150	220
投資的経費	3,341	3,390	2,616	1,546	2,314	1,678	2,417	1,712	2,276	2,281	
合 計 ②	30,242	29,861	31,843	29,276	30,460	29,872	30,426	29,647	30,351	30,141	
収 支 (①-②)	686	758	869	405	404	△ 94	△ 198	0	0	0	
財政調整基金取り崩し額	-	-	-	-	-	94	198	-	-	-	
経常収支比率(%)	94.1	96.0	93.7	98.8	98.8	99.3	99.2	99.0	99.3	98.4	
積立基金残高	3,702	3,103	3,108	3,085	3,113	2,958	2,727	2,720	2,713	2,776	
うち財政調整基金	1,610	1,606	1,621	1,647	1,651	1,557	1,359	1,359	1,359	1,429	
市債残高	27,108	26,706	28,363	27,049	26,158	25,462	25,620	25,306	25,304	25,353	
うち臨時財政対策債	11,993	12,819	12,990	13,386	13,812	14,130	14,367	14,536	14,663	14,746	

* 普通会計…地方公共団体における地方公営事業会計以外の会計をひとまとめにしたものであり、各地方公共団体の財政状況を統一的に比較するため、統計上用いている会計区分です。

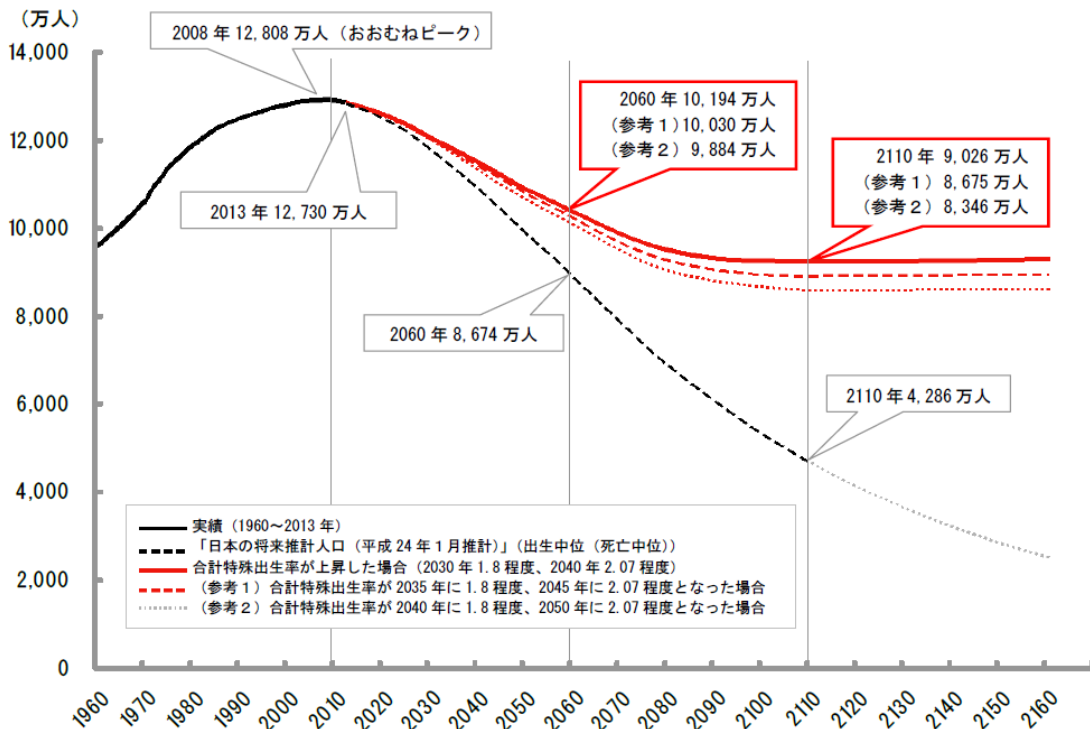
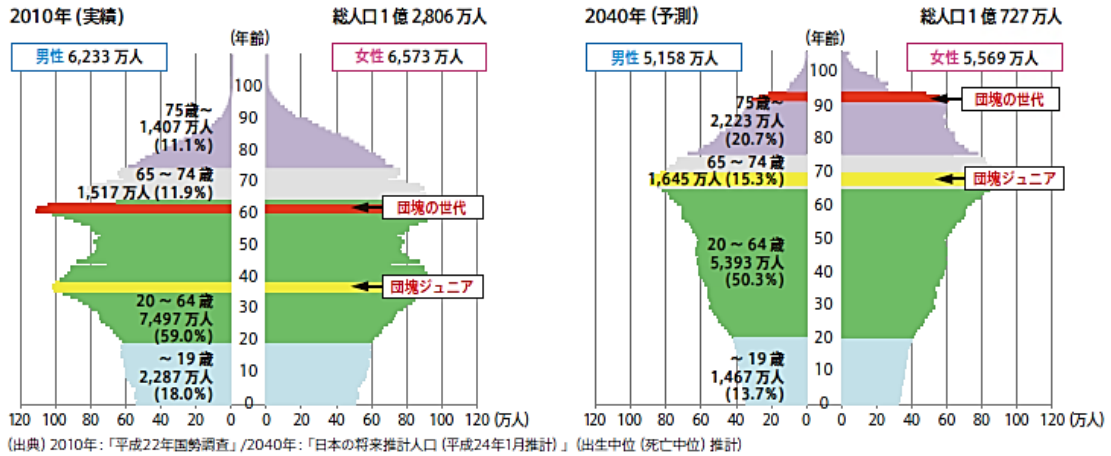
(2) 人口動向

ア 人口減少・少子高齢社会

日本の総人口は2008（平成20）年をピークに減少が続いており、本市においても今後減少していく見通しとなっています。また、年少人口（0～14歳人口）及び生産年齢人口（15～64歳人口）は減少するとともに、高齢者人口は増加し、2025年には、高齢者人口（65歳以上人口）の割合が30%を超えると推計されています。

〔日本の人口推計〕

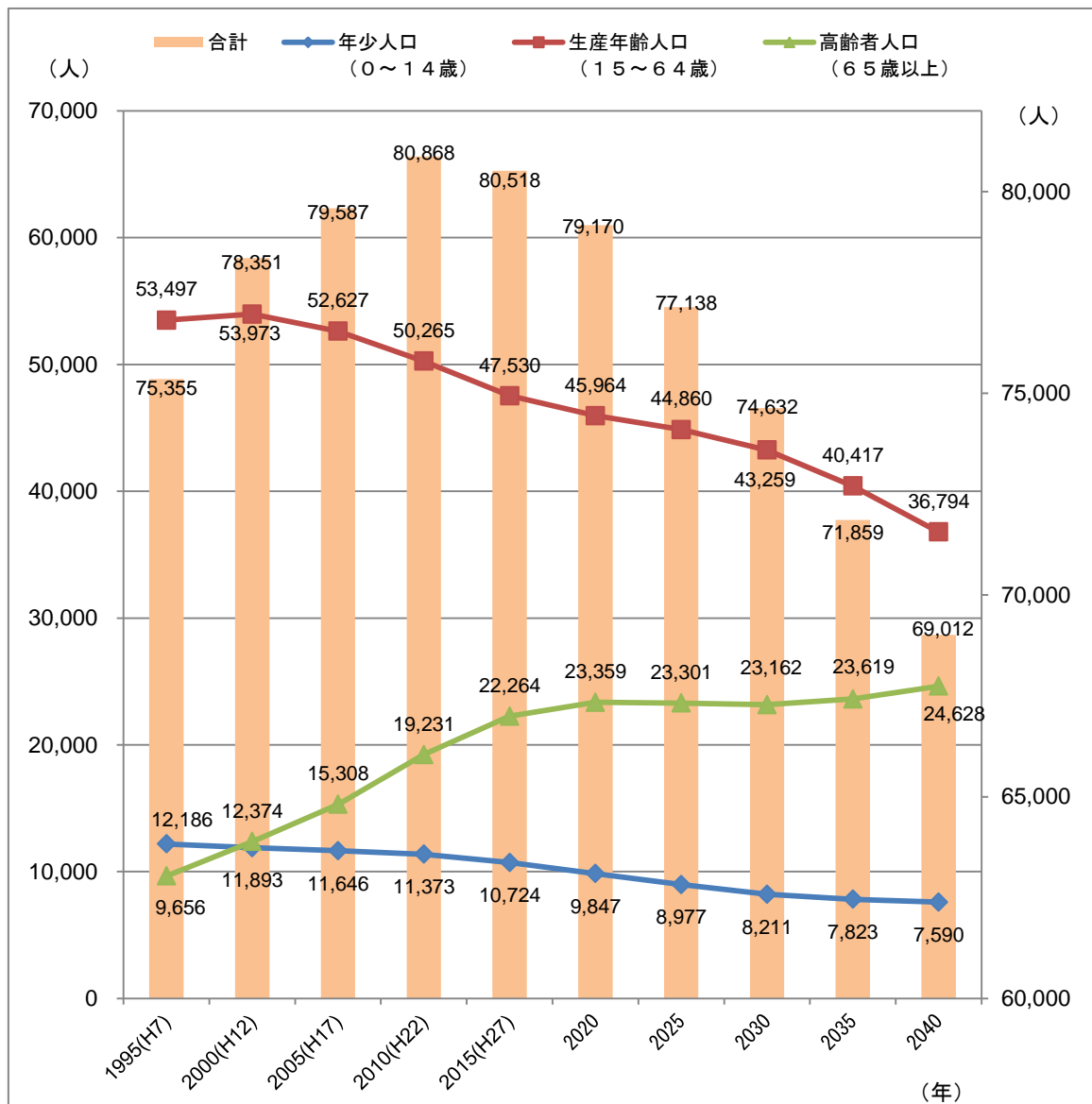
人口ピラミッドの変化



- （注1）実績は、総務省統計局「国勢調査」等による（各年10月1日現在の人口）。国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成24（2012）年1月推計）」は出生中位（死亡中位）の仮定による。2110～2160年の点線は2110年までの仮定等をもとに、まち・ひと・しごと創生本部事務局において機械的に延長したものである。
- （注2）「合計特殊出生率が上昇した場合」は、経済財政諮問会議専門調査会「選択する未来」委員会における人口の将来推計を参考にしながら、合計特殊出生率が2030年に1.8程度、2040年に2.07程度（2020年には1.6程度）となった場合について、まち・ひと・しごと創生本部事務局において推計を行ったものである。

【出典】内閣官房『まち・ひと・しごと「長期ビジョン」「総合戦略」』

〔あきる野市の人口推計〕



	1995年 (平成7年)	2000年 (平成12年)	2005年 (平成17年)	2010年 (平成22年)	2015年 (平成27年)	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年
年少人口 (0～14歳)	12,186 (16.2%)	11,893 (15.2%)	11,646 (14.6%)	11,373 (14.1%)	10,724 (13.3%)	9,847 (12.4%)	8,977 (11.6%)	8,211 (11.0%)	7,823 (10.9%)	7,590 (11.0%)
生産年齢人口 (15～64歳)	53,497 (71.0%)	53,973 (68.9%)	52,627 (66.1%)	50,265 (62.2%)	47,530 (59.0%)	45,964 (58.1%)	44,860 (58.2%)	43,259 (58.0%)	40,417 (56.2%)	36,794 (53.3%)
高齢者人口 (65歳以上)	9,656 (12.8%)	12,374 (15.8%)	15,308 (19.2%)	19,231 (23.8%)	22,264 (27.7%)	23,359 (29.5%)	23,301 (30.2%)	23,162 (31.0%)	23,619 (32.9%)	24,628 (35.7%)
合計	75,355	78,351	79,587	80,868	80,518	79,170	77,138	74,632	71,859	69,012

【出典】1995（平成7）年から2010（平成22）年まで国勢調査及び2013（平成25）年3月発表の国立社会保障・人口問題研究所の人口推計（各年10月1日）

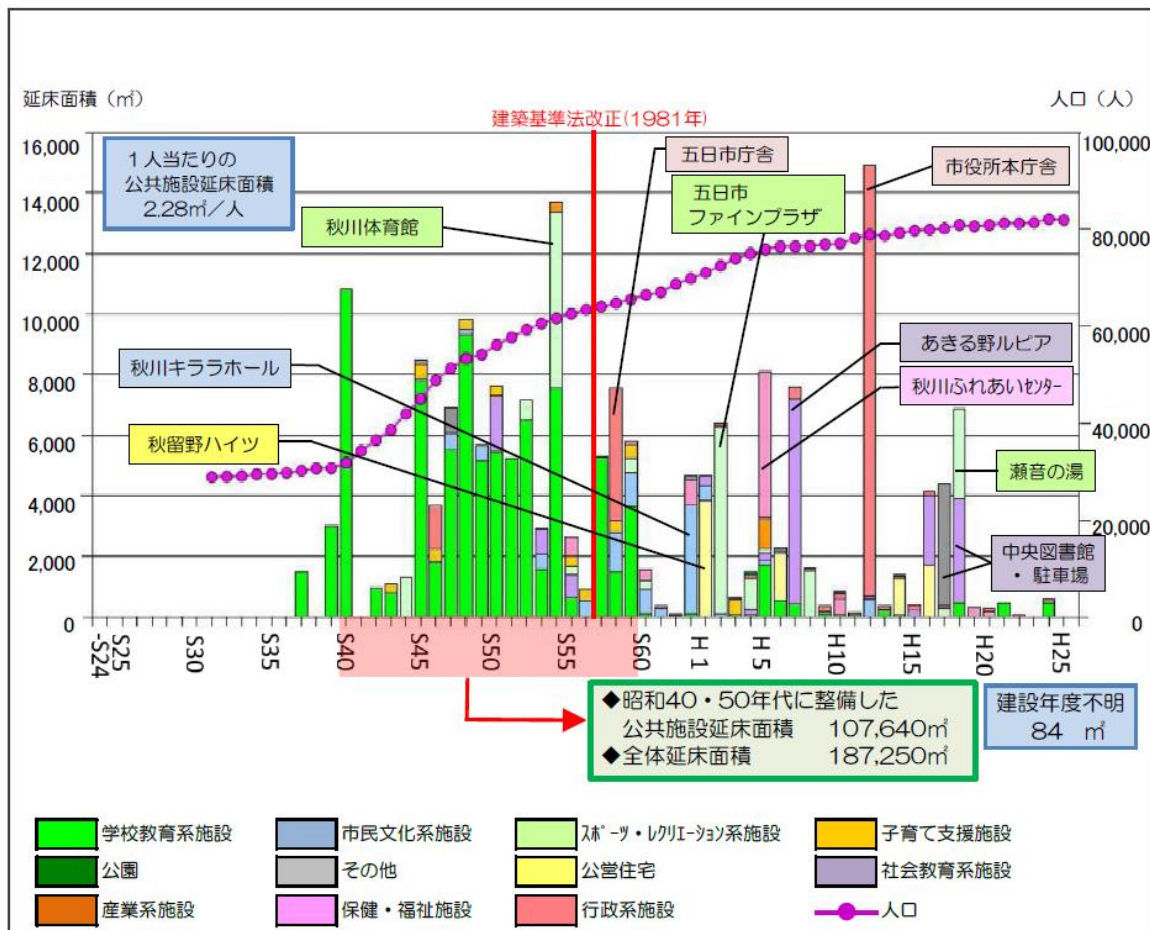
(3) 中長期的な公共施設等の効率的な維持管理の必要性

当市の公共施設の多くが、昭和40年代から昭和50年代までの人口が急増した時期に建設されており、建設後30年以上を経過した施設が全体の6割を超えています。今後、2035年から2046年にかけて、更新時期のピークを迎え、これに併せて更新費用の増大が見込まれます。現在、多摩26市における市民一人当たりの公共施設の延べ床面積は、26市中8番目に高い水準にあります。

また、当市は、1995(平成7)年に旧秋川市と旧五日市町が合併したことに伴い、合併以前に建設された体育施設や文化施設等の広域的に利用する施設機能の重複が見受けられます。

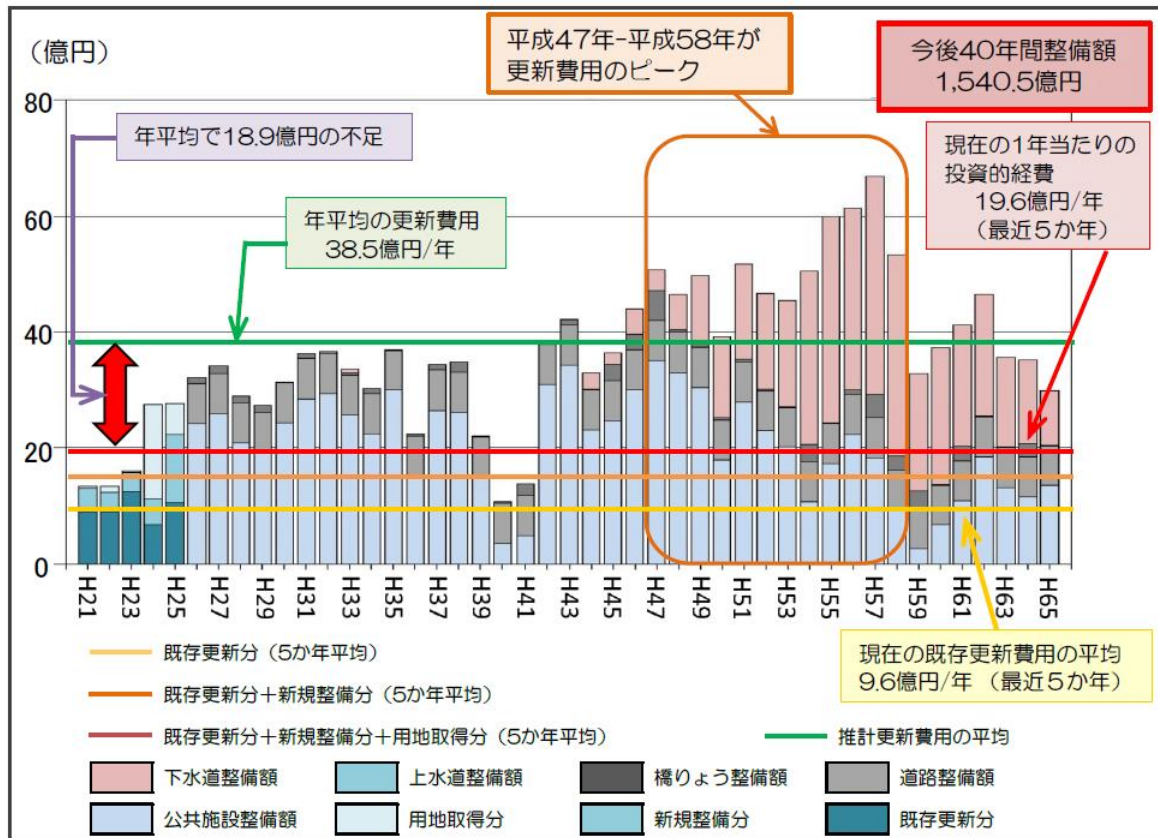
このようなことから、公共施設をはじめとして、道路、橋りょう及び下水道の維持・更新に係る費用の平準化や規模の適正化を図るなど、今後の人口減少などの社会変化を踏まえた対応が必要になります。

〔公共施設の年度別整備状況（延床面積）と人口推移〕



【出典】あきる野市公共施設等総合管理計画

〔公共施設等の今後40年間の更新費用の推計〕



【出典】 あきる野市公共施設等総合管理計画

(4) 職員数の推移

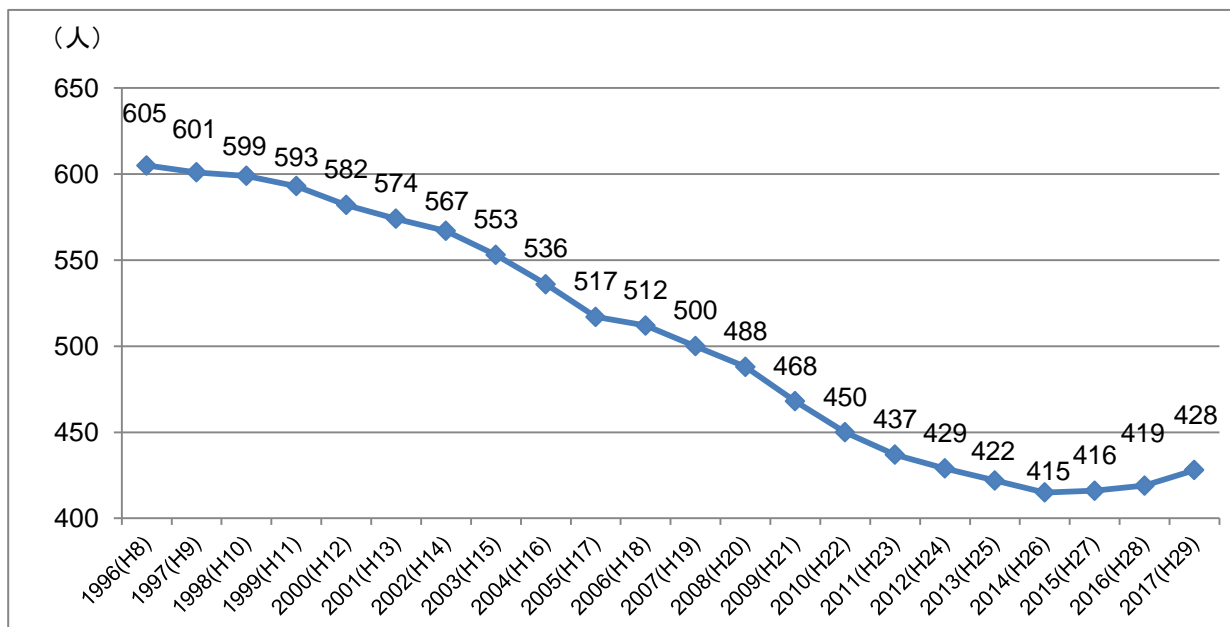
合併後の1996(平成8)年4月1日現在の職員数は605人でしたが、指定管理者制度の導入などのアウトソーシングの取組や定員適正化計画などにより削減を進めた結果、2017(平成29)年4月1日現在428人(派遣職員を除く。)となっています。

また、職員の年齢構成をみると、20代と40代の職員が多く、30代の職員が少ない状況にあり、ひょうたん型になっています。

〔各年度4月1日現在の職員数の推移(派遣職員を除く。)〕 (単位:人)

年度	1996 (平成8)	1997 (平成9)	1998 (平成10)	1999 (平成11)	2000 (平成12)	2001 (平成13)	2002 (平成14)	2003 (平成15)
職員数	605	601	599	593	582	574	567	553
増減数	—	▲4	▲2	▲6	▲11	▲8	▲7	▲14
年度	2004 (平成16)	2005 (平成17)	2006 (平成18)	2007 (平成19)	2008 (平成20)	2009 (平成21)	2010 (平成22)	2011 (平成23)
職員数	536	517	512	500	488	468	450	437
増減数	▲17	▲19	▲5	▲12	▲12	▲20	▲18	▲13
年度	2012 (平成24)	2013 (平成25)	2014 (平成26)	2015 (平成27)	2016 (平成28)	2017 (平成29)	合計	
職員数	429	422	415	416	419	428	—	
増減数	▲8	▲7	▲7	1	3	9	▲177	

※1995(平成7)年9月1日現在(合併時)の職員数は、618人(派遣者含む。)です。



〔各年度の定年退職者数及び新規採用者数〕

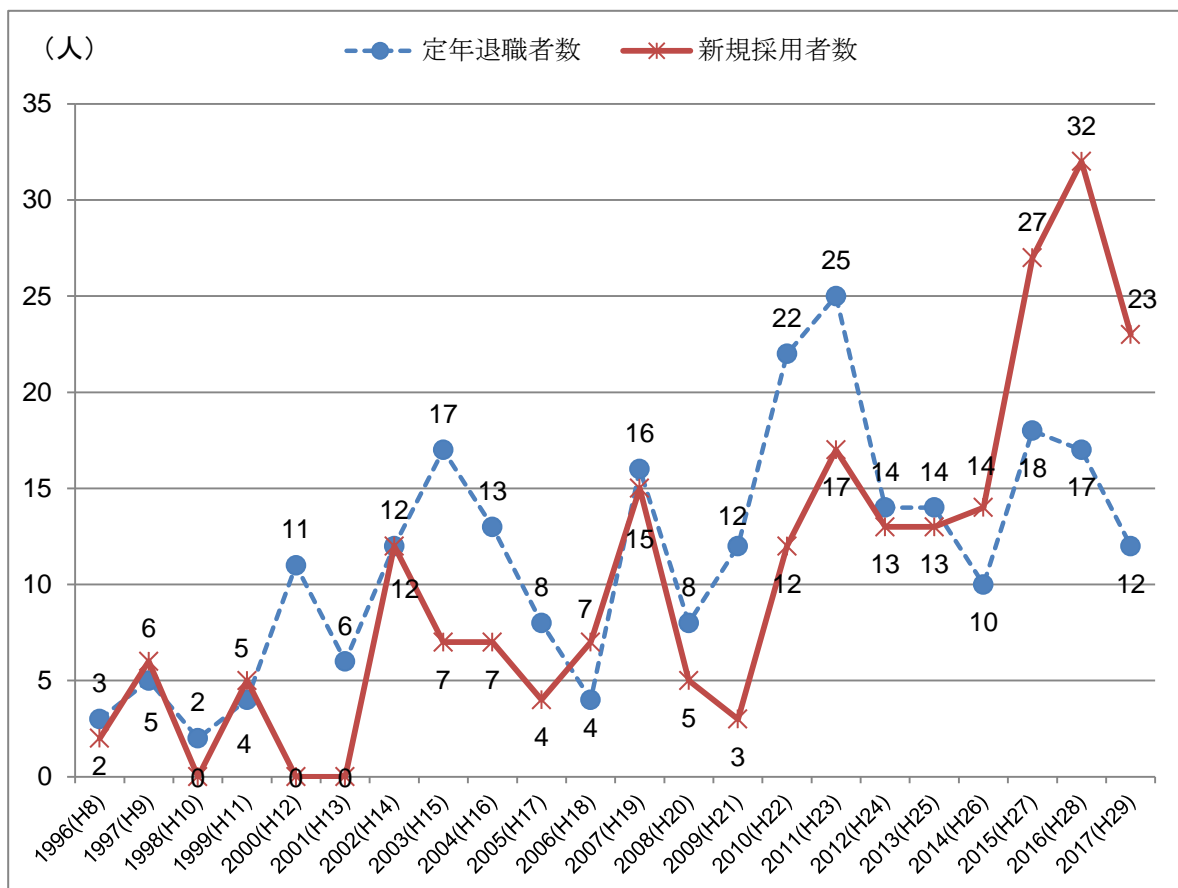
(単位：人)

年度	1996 (平成8)	1997 (平成9)	1998 (平成10)	1999 (平成11)	2000 (平成12)	2001 (平成13)	2002 (平成14)	2003 (平成15)
退職者数	3	5	2	4	11	6	12	17
採用者数	2	6	0	5	0	0	12	7

年度	2004 (平成16)	2005 (平成17)	2006 (平成18)	2007 (平成19)	2008 (平成20)	2009 (平成21)	2010 (平成22)	2011 (平成23)
退職者数	13	8	4	16	8	12	22	25
採用者数	7	4	7	15	5	3	12	17

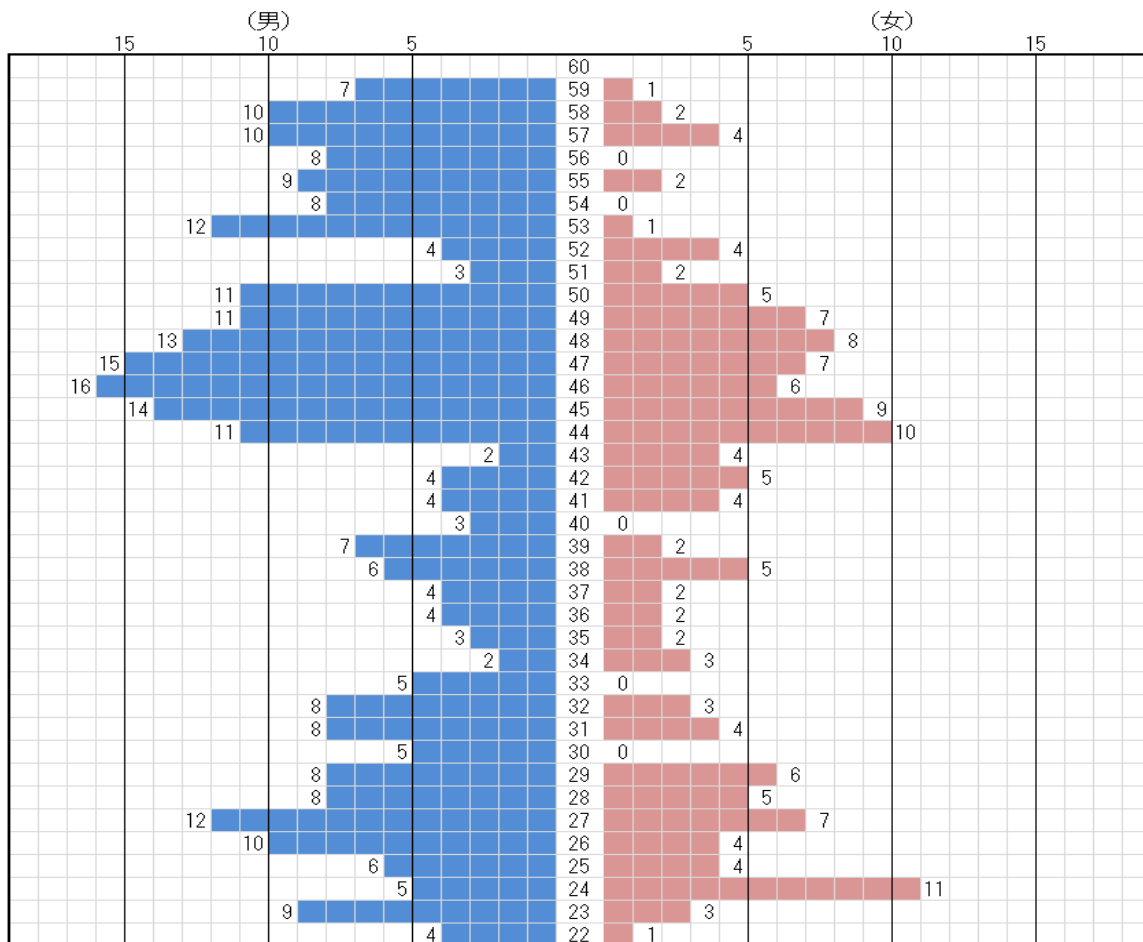
年度	2012 (平成24)	2013 (平成25)	2014 (平成26)	2015 (平成27)	2016 (平成28)	2017 (平成29)
退職者数	14	14	10	18	17	12
採用者数	13	13	14	27	32	23

※定年退職者数は前年度末の人数である。



〔職員の年齢構成（2017（平成29）年4月1日現在）〕

（単位：人）



〔類似団体*等とのラスパイレズ指数*の比較（2017（平成29）年4月1日現在）〕

	人口 (人)	普通会計 職員数 (人)	行政面積 (km ²)	人口1万人 当たりの 職員数 (人)	ラスパイレズ 指数	
稲城市	89,344	408	17.97	45.67	102.0	
あきる野市	81,315	397	73.47	48.82	99.4	
狛江市	81,326	417	6.39	51.28	102.4	
国立市	75,466	436	8.15	57.77	101.5	
近隣市	福生市	58,618	340	10.16	58.00	102.1
	青梅市	138,315	646	103.31	46.70	100.2
	羽村市	56,079	340	9.9	60.63	101.8

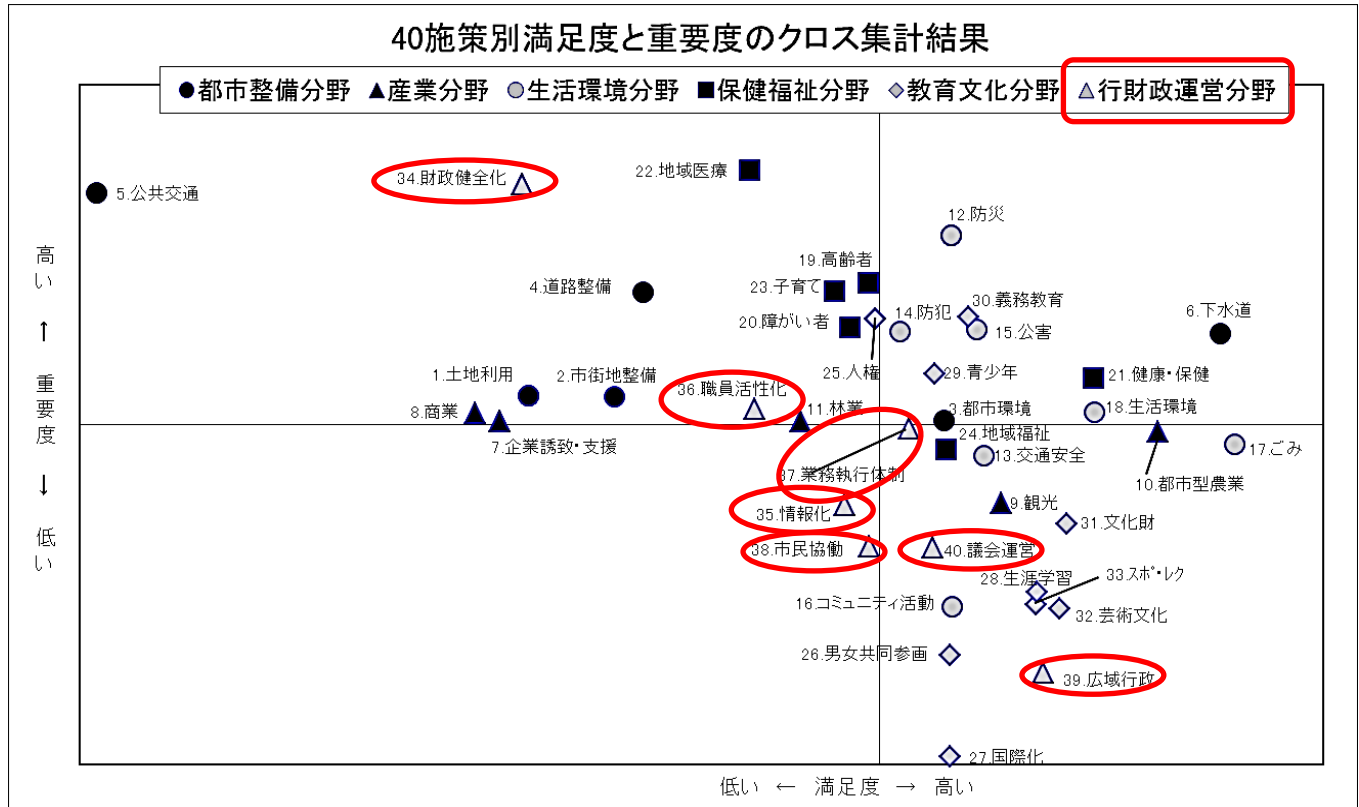
【出典】総務省資料

- *類似団体…地方公共団体の財政状況を他の団体と比較するため、総務省において、人口などの財政状況を決定する前提条件が類似している団体に分類したものを。
- *ラスパイレズ指数…地方公務員と国家公務員の給与水準を比較し、国家公務員の給与を100とした場合の地方公務員の給与水準を指数で示したものを。
- *普通会計（再掲）…地方公共団体における地方公営事業会計以外の会計をひとまとめにしたものであり、各地方公共団体の財政状況を統一的に比較するため、統計上用いている会計区分です。

(5) 市民アンケート調査結果

2016（平成28）年度に実施した市民アンケートの結果から、行財政運営分野の重要度及び満足度の分布を見ると、「財政健全化」や「職員活性化」などといった項目の満足度が相対的に低く、重要度が相対的に高い結果となっています。

〔2016（平成28）年度 市民アンケート調査結果〕



【出典】あきる野市 市民アンケート調査結果

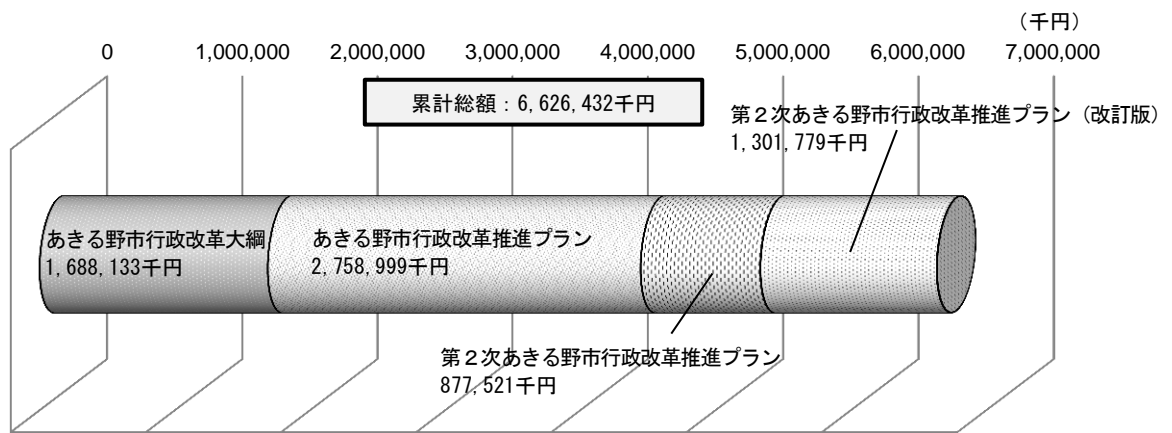
(6) これまでの行政改革と主な効果

市では、1997（平成9）年度にあきる野市行政改革大綱を、2005（平成17）年度以降にあきる野市行政改革推進プランを策定し、計画的に行政改革を進めてきました。職員数の削減等の歳出削減、不用財産の処分や広告収入の拡大などによる歳入確保により、約66億円の効果を上げています。

〔これまでの行政改革の取組〕

プラン	1997 (H9)	1998 (H10)	1999 (H11)	2000 (H12)	2001 (H13)	2002 (H14)	2003 (H15)	2004 (H16)	2005 (H17)	2006 (H18)	2007 (H19)	2008 (H20)	2009 (H21)	2010 (H22)	2011 (H23)	2012 (H24)	2013 (H25)	2014 (H26)
○あきる野市行政改革大綱	10月策定																	
○あきる野市公共施設再配置計画				3月策定														
○あきる野市行政改革推進プラン								3月策定										
○あきる野市行政改革推進プラン実施計画								3月策定										
○あきる野市行政改革推進プラン-5つの行動計画-									5月策定									
・公共施設再配置計画																		
・受益者負担適正化計画																		
・補助金・負担金適正化計画																		
・定員管理・組織管理計画																		
・委託・民営化推進計画																		
○「行政改革元年」における行政改革の取組												11月策定						
○行政改革元年実施プラン												11月策定						
○第2次あきる野市行政改革推進プラン													3月策定					
○第2次あきる野市行政改革推進プラン（改定版）																		4月策定

〔これまでの行政改革における効果額〕



※効果額として算出できない取組については、掲載をしていない。

〔これまでの行政改革における効果額（内訳）〕

○あきる野市行政改革大綱

実施計画期間：1998（平成10）年4月～2002（平成14）年3月（4年間）

（単位：千円）

項目	効果額
財源の確保（市有財産の活用）	498,025
事務経費の抑制	171,465
受益者負担の適正化	104,602
扶助費のあり方（敬老金の見直し）	70,060
補助金の見直し	54,432
委託化の検討（学校給食センター・学校用務員の委託化等）	65,471
事業・イベントの見直し	44,419
職員数の見直し（定員管理計画）	654,281
各種委員の見直し	25,378
合計	1,688,133

○あきる野市行政改革推進プラン

計画期間：2005（平成17）年4月～2010（平成22）年3月（5年間）

（単位：千円）

項目	効果額
市有財産の暫定的な有効利用（行政財産の貸付け）（H18～H21）	38,047
不要と判断された財産の売却（H19～H21）	689,616
用地借上げ施設の見直し（H21）	1,114
施設運営の効率化（いきいきセンターの時間短縮）（H21）	7,406
補助金・負担金の見直し（H21）	32,962
職員の削減（H17～H21）	1,723,686
特別職等の給料の削減（H20、H21）	2,839
職員手当（地域手当）の減額（H20、H21）	244,881
市議会議員の定数削減（H21）	18,448
合計	2,758,999

※ 公の施設の運営に係る指定管理者制度の導入については、効果額に参入していない。

※ 職員の削減の効果額は、各における平均人件費（決算額）により算出している。

○第2次あきる野市行政改革推進プラン

計画期間：2010（平成22）年4月～2013（平成25）年3月（3年間）

（単位：千円）

項目	効果額
庁用自転車の活用	160
寄附を活用したまちづくり	495
不用財産の処分	64,775
財源確保（有料広告・行政財産の貸付け）	22,482
補助金・負担金のあり方・一部事務組合の負担金の削減	269,467
経費の削減（電話料金・電気料金の見直し）	33,683
事務事業の見直し	1,702
プール施設のあり方の検討（いきいきセンターの時間短縮など）	24,869
定員管理の適正化	580,646
多様な雇用形態の推進～非常勤職員等の活用～	▲ 120,758
合計	877,521

※電気料金の見直しについては、プラン以外の取組であるが、効果額である31,532千円を積み上げている。

○第2次あきる野市行政改革推進プラン（改訂版）

計画期間：2013（平成25）年4月～2015（平成27）年3月（2年間）

（単位：千円）

項目	効果額
民間委託等の推進（指定管理者制度の導入、市民課窓口委託など）	35,604
庁用自転車の活用	75
寄附を活用したまちづくり	3,420
不用財産の処分	125,561
財源確保（有料広告・行政財産の貸付け）	16,415
補助金・負担金のあり方・一部事務組合の負担金の削減	981,310
経費の削減（電話料金・電気料金の見直し）	49,993
事務事業の見直し	4,700
プール施設のあり方の検討（いきいきセンターの時間短縮など）	16,107
定員管理の適正化	59,845
多様な雇用形態の推進～非常勤職員等の活用～	8,749
合計	1,301,779

(7) 指定管理者制度の導入状況

指定管理者制度導入施設一覧（2017（平成29）年4月1日現在）（単位：千円）

施設名	指定管理者	指定期間	指定管理料 (2017(平成29) 予算額)
秋川ファーマーズセンター	秋川農業協同組合	2014(H26).4.1～ 2019(H31).3.31	5年間 0
「観光施設」 ・第1水辺公園リバーサイドパークの谷 ・第4水辺公園秋川ふれあいランド ・秋川橋河川公園	一般社団法人 あきる野市観光協会	2017(H29).4.1～ 2020.3.31	3年間 0
「十里木・長岳観光施設」 秋川溪谷瀬音の湯	新四季創造株式会社	2015(H27).4.1～ 2020.3.31	5年間 0
「戸倉体験研修センター」 秋川溪谷戸倉体験研修センター	新四季創造株式会社	2015(H27).10.1～ 2018(H30).3.31	2年6 か月間 21,990
「総合福祉センター」 秋川ふれあいセンター	社会福祉法人 あきる野市社会福祉協議会	2014(H26).4.1～ 2019(H31).3.31	5年間 19,807
「障害者通所支援施設」 ・希望の家 ・ひばり分室	社会福祉法人 あきる野市社会福祉協議会	2013(H25).4.1～ 2018(H30).3.31	5年間 11,068
「高齢者在宅サービスセンター」 ・萩野センター ・開戸センター ・五日市センター	医療法人財団 暁	2013(H25).4.1～ 2018(H30).3.31	5年間 42,317
「産業文化複合施設」 あきる野ルピア	株式会社コンベンションリンクージ	2014(H26).4.1～ 2019(H31).3.31	5年間 9,455
「市民文化ホール」 秋川キララホール	秋川キララホール運営共同事業体	2013(H25).4.1～ 2018(H30).3.31	5年間 69,049
「体育施設」 五日市ファインプラザ	シンコースポーツ・アズビル・東京体育機器共同事業体	2014(H26).4.1～ 2019(H31).3.31	5年間 99,887
「体育施設」 市民プール	シンコースポーツ・アズビル共同事業体	2015(H27).4.1～ 2020.3.31	5年間 56,644
「体育施設」 秋川体育館 「公民館」 中央公民館	あきる野市体育・文化施設運営事業体	2013(H25).4.1～ 2018(H30).3.31	5年間 45,812

(8) あきる野市行財政改革推進本部設置要綱

あきる野市行財政改革推進本部設置要綱

(目的及び設置)

第1条 社会経済情勢の変化や地方分権型社会などに対応した効率的かつ効果的な行政運営と安定した財政運営の確立に向け、行財政改革を推進するため、あきる野市行財政改革推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 本部は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 行財政改革に係る方針等に関すること。
- (2) その他行財政改革の推進に係る重要事項に関すること。

(本部の組織等)

第3条 本部は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 本部長 市長
- (2) 副本部長 副市長
- (3) 本部員 教育長及び部長級の職員

2 本部長は、本部を総括し、必要に応じて本部会を招集する。

3 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

4 本部長は、必要があると認めるときは、本部会に専門的知識を有する者又は関係職員の出席を求め意見を聴くことができる。

(検討部会)

第4条 第2条に規定する事項の調査及び検討を行うため、本部の下に検討部会（以下「部会」という。）を置くことができる。

2 部会は、前項の調査及び検討の結果を本部に報告しなければならない。

(部会の組織等)

第5条 部会は、市長が任命する職員（以下「部会員」という。）をもって組織する。

2 部会の数及び人員は、本部長が定める。

3 部会に部会長及び副本部会長を置き、それぞれ部会員の中から互選する。

4 部会は、必要に応じて部会長が招集する。

(庶務)

第6条 本部及び部会の庶務は、企画政策部企画政策課において処理する。